

I 委員会設置目的

桑名市五反田事案は、平成 13 年度に行政代執行に着手し、鉛直遮水壁による VOC 汚染地下水の拡散防止と揚水循環処理等による地下水浄化の措置により、平成 19 年度末までに遮水壁内の地下水を管理型処分場の排水基準レベル、遮水壁外の地下水を環境基準レベルまで浄化した。しかし、平成 20 年度に揚水処理を一時停止したところ、遮水壁内的一部区域においてベンゼン等 VOC の一部物質による地下水の再汚染が確認され、これまでの措置で浄化されていない廃棄物がその原因であると考えられた。そのため、平成 21 年度に汚染源となっている廃棄物の部分的な除去を実施し、さらなる安全の確保を図った。

また、平成 21 年 11 月 30 日の環境省告示により新たに環境基準に設定された 1,4-ジオキサンが遮水壁内外で環境基準を超過して検出され、放置すれば生活環境保全上の支障等を生じるおそれがあることから、平成 23 年度から平成 24 年度に水処理施設の整備を行い、汚染地下水の周辺への拡散防止のための措置として揚水処理を実施し、VOC と併せて 1,4-ジオキサンを浄化することとしている。

VOC 及び 1,4-ジオキサンによる地下水汚染対策としては、遮水壁内の地下水の揚水処理を継続し、遮水壁内の廃棄物による遮水壁外の地下水への影響を防止する。また、遮水壁外の 1,4-ジオキサンの拡散区域に対しても揚水処理により、拡散防止を図ることとしている。しかし、揚水処理による浄化対策は、長期にわたる水処理施設等の管理が必要であり、鉛直遮水壁の劣化による遮水機能の低下、それに伴う揚水量の増加対策が必要となり、経済的な負担の増加、技術的な汚染拡散リスクの上昇といった課題がある。

汚染発覚時は、県内及び近隣府県に掘削廃棄物の処理先がなかったことから、原位置環境修復技術の中から最も合理的な工法を採用した。しかし、現時点においては、掘削廃棄物の処理先の確保が見込めることや技術の進展が認められることから、平成 21~22 年度に大学等有識者に知見を求めるなど、適用できる可能性のある技術について広く検討が進められてきた。

本技術検討専門委員会では、社会的背景の変化や技術進歩の状況を踏まえ、これまでに検討を進めてきた内容を整理・集約するとともに、産廃特措法に基づく実施計画に係る恒久対策のとりまとめに向けて、経済的・技術的に合理的で地域住民等関係者の合意が得られる工法について検討を行い、以下のとおり検討結果を取りまとめたものである。